

(請求人様)

名古屋市監査委員	藤 沢 ただまさ
同	岡 本 やすひろ
同	黒 川 和 博
同	小 川 令 持

名古屋市職員措置請求について（通知）

平成30年1月16日に提出された名古屋市職員措置請求（以下「住民監査請求」という。）について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 結 論

本件住民監査請求は、地方自治法第 242条第 1項の請求要件を欠いており、これを却下する。

2 理 由

本件住民監査請求は、地下鉄「日比野」駅から名古屋国際会議場までの歩道に屋根付歩廊を整備する事業について、平成29年11月24日に設計及び施工業務の入札公告がされており、その発注仕様書において、地権者が敷地利用に反対と知りながら整備区間とした工区があること、及び道路占用基準違反と知りながら整備区間とした工区があることをもって、当該整備区間に係る設計費用が無駄になると主張し、入札業務の停止など必要な措置を求めるものと思料される。

ところで、住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計上の行為によって、地方公共団体に損害が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合などに、住民が地方公共団体の損害を補填するための措置又は当該行為を防止するための措置を請求することができる制度である。

住民監査請求が適法なものとして受理されるためには、違法又は不当な財務会計上の行為等の事実を証する書面を添付しなければならないとされており、その対象とする財務会計上の行為等を他の事項から区別し、特定して認識できるように個別的、具体的に摘示しなければならないとされている。また、財務会計上の

行為が法令に違反している等の違法性又は不当性について具体的に摘示していなければならないとされている。

そこで本件住民監査請求についてしてみると、請求人は、地権者が敷地利用に反対と知りながら整備区間とした工区があること、及び道路占用基準違反と知りながら整備区間とした工区があることをもって、当該整備区間に係る設計費用が無駄になると主張しているが、現時点では設計業務には着手しておらず、今後、地権者の意向を踏まえ観光文化交流局が整備区間の範囲を変更することがあり得るものであり、また、当該屋根付歩廊は、今後、道路占用許可申請がされ、道路管理者による許可基準への適合性の判断がされるものであるため、財務会計上の行為の違法性又は不当性を具体的に摘示しているとは言えない。

よって、本件は、地方自治法第 242条に規定する住民監査請求の対象とはならない。

(監査事務局特別監査室)